

GOLF COSSOT 利用規約

GOLF COSSOT（以下「本クラブ」）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1章 総則

第1条（運営者）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、株式会社ランスロットグラフィックデザインが行います。

第2条（適用範囲）

本規約は、本クラブの会員及びビジター等、本クラブの施設及び付帯設備（駐車場を含む。以下「本施設」）を利用するすべての方（以下「利用者」）に適用されます。

第2章 入会・会員資格

第3条（入会資格）

1. 本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
2. 本施設を利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。
3. 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。入会後であっても、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。
4. 暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に該当する方、またはこれらと密接な関係を有する方は、入会及び本施設の利用はできません。入会後・利用開始後に判明した場合は、その時点で退会または利用をお断りいたします。

第4条（入会手続き）

1. 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、本クラブの定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
2. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第5条（入会金）

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第6条（会費）

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本施設を利用しない場合も支払い義務が発生します。

第7条（休会）

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。
2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに再度休会届を提出することにより、休会期間を延長できます。

第8条（会員種類の変更）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条（退会）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合は翌営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り、会費の支払義務は発生するものとします。

第10条（会員資格の停止・除名、利用のお断り）

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。
 - a. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき（除名の場合も、除名以前の会費・諸費用はすべて納入していただきます）。
 - b. 本施設・機材を故意に毀損したとき。
 - c. 危険行為、暴力行為を行ったとき。
 - d. 本規約その他本クラブが定める規則に違反したとき。
 - e. 本クラブの名誉や信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
 - f. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
 - g. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
 - h. 伝染病等、他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

- i. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
 - j. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 利用者が危険行為・暴力行為を行った場合は、会員・会員以外を問わず、以後一切のご入店をお断りいたします。

第3章 施設の利用

第11条（予約・利用時間）

1. ご予約の時間を過ぎてご来場された場合、ご予約プランの時間よりご利用時間が短くなる場合があります。
2. ご予約の時間帯を過ぎてご利用された場合は、別途超過料金を頂戴いたします。
3. 駐車場のご利用は、ご予約内容・ご予約時間内に限らせていただきます。

第12条（利用上の遵守事項）

1. 利用者は、自己の責任と危険負担において、他の利用者と協調して本施設を利用するものとします。
2. 利用者自身の行動が他の利用者に大きな危険を及ぼす可能性があります。常に周囲に気を配り、安全確保に努めてください。
3. 利用者は、次の行為を行ってはなりません。
 - a. 技量を超えた行為及び危険行為
 - b. ご利用打席以外での素振り・練習
 - c. 打席での携帯電話のご使用、大声での会話等、他の利用者の迷惑となる行為
 - d. 所定の場所以外での喫煙
 - e. 本施設の備品等の無断持ち出し
 - f. ペットを同伴してのご入場
 - g. 本クラブが認定したティーチングスタッフ以外の者による、他の利用者へのレッスン・指導行為（有償・無償を問わず、本クラブの事前の書面による承諾がある場合を除きます）
4. 小さなお子様を連れてのご来店・打席のご利用は大変危険ですので、ご遠慮ください。
5. すべての利用者に楽しく安全にご利用いただくため、エチケット・マナーをお守りください。

第13条（損害賠償）

利用者の故意または過失により本施設の設備・機材等に損害を与えた場合、修繕費用その他の損害は当該利用者ご本人にご負担いただきます。

第14条（免責）

本クラブは、本施設（駐車場を含む）内で生じた盗難、紛失、怪我、損傷その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。利用者同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

第15条（定休日・休業）

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備その他本クラブの都合により休業することがあります。休業に関するお知らせは、原則として2週間前までに館内に掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合は、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第16条（閉鎖・臨時休業）

本クラブは、次の事由により本施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事を実施するとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等、運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第4章 個人情報

第17条（個人情報の取扱い）

1. 本クラブが取得した利用者の個人情報は、本クラブの責任において適切かつ安全に管理します。
2. 本クラブは、ご来店・ご登録いただいた利用者に対し、本クラブの営業情報やイベント告知等をダイレクトメール等でご案内する場合があります。あらかじめご了承ください。

第5章 雑則

第18条（規約の改定）

本クラブは、社会情勢・経済状況の変動等を参考に、本規約及び本規約に基づき会員が負担すべき諸費用を改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに、施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第19条（施行）

本規約は2026年6月1日より施行します。